

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○救急医療機関の認定 (医療政策課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一

○保安林の指定施設要件の変更 (同) 二

○道路の区域変更 (道路課) 二

○道路の供用開始(二件) (同) 三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報政策課) 四

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

人事委員会

○就職水河期世代を対象とした職員採用試験の実施 四

公安委員会

○警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格者審査の実施 四

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施 六

○宮城県公報第九〇号(令和二年三月二十七日付け)中 六

正 誤

○宮城県公報第九〇号(令和二年三月二十七日付け)中 六

告 示

○宮城県告示第七百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 泉整形外科病院	仙台市泉区上谷刈字丸山六番地一	令和二年九月九日	令和五年九月八日
一般財団法人厚生会 仙台厚生病院	仙台市青葉区広瀬町四番十五号	令和二年九月九日	令和五年九月八日
独立行政法人労働者健康安全管理機構 東北 労災病院	仙台市青葉区台原四丁目三番二十一号	令和二年九月九日	令和五年九月八日

○宮城県告示第七百三十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇八〇〇〇六五	リッキー角田 角田市横倉字卯ノ崎 九四番地十七	放課後等デイサービス 保育所等訪問支	株式会社ミツイ	令和二年九月一日
○四五二六三〇〇七二	アバンツァーレスポ ーツりふ 宮城県利府町花園二 丁目二五番二	児童発達支援	株式会社ゼンシン	令和二年九月一日

○宮城県告示第七百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市本吉町字午王野沢三十五の二十一、三十五の二十二、三十五の二十三
保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻雄勝線

三 道路の区域

変更の区間

変更の敷地の幅員

敷地の延長

備考

変更の区間	変更の敷地の幅員	敷地の延長	備考
	(メートル)	(メートル)	

石巻市湊字不動沢二番一五地先から
同市大瓜字井内二一番地先まで

後			前			
E	D	C	D	C	B	A
六・〇	九・一 一・二・八	六・〇 二・一・八	九・一 一・二・八	六・〇 二・一・八	五・〇 六・〇	四・五 一・一・〇
七〇・四	七九七・八	二一八・四	七九七・八	二一八・四	一六四・三	八四二・六

上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第七百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町飯子浜字飯子八五番三地先から同郡同町飯子浜字飯子七一一番一地先まで	令和二年九月十一日

○宮城県告示第七百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市湊字不動沢二番一五地先から同市大瓜字井内二一番地先まで	令和二年十月十五日

○宮城県告示第七百四十一号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道

2 名称

女川町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十二号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

花洲浜地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和二年九月十一日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 テレワーク環境導入・構築・運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年八月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECフィールドインク株式会社 東京都港区三田一丁目四番二十八号
- 五 落札金額 一億六千三百六十九万二千二百十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年七月二十八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年九月十一日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県七ヶ浜町遠山五丁目十二番百五十九、十二番二百三十一、十二番二百三十二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県七ヶ浜町汐見台南二丁目二十番地の六
株式会社ヒマワリ

人事委員会

○就職水河期世代を対象とした職員採用試験を別冊のとおり実施する。
令和二年九月十一日

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第119号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
令和二年九月11日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- 2 実施期日
令和2年10月19日（月）午前9時30分から
- 3 実施場所
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県警察本部
- 4 審査定員
新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級あわせて20人
- 5 審査対象者

報 告 書

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

- (1) 空港保安警備業務1級
検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (2) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級に合格した者
- (3) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (5) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (6) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (7) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (8) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 審査内容
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）

7 事前申込み
(1) 受付専用電話
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する

項目について聴取）。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間
令和2年9月28日（月）から10月2日（金）までの5日間（9月28日から10月1日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。

8 申請手続き

事前申込みを行い予約番号を取得した者は、次により申請手続を行うこと。

(1) 申請受付期間

令和2年10月5日（月）から同月9日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けないこととする。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定期則別記様式）1通

イ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

エ その他

（フ）住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面1通

（ク）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全企画課

(6)

電話番号022-221-7171 内線3054、3055

11 その他

- (1) 審査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。
- (2) 受検に当たっては感染症等予防対策（マスクの着用、会場入場前の手洗い等）を行うこと。
- (3) 受検中は他の受検者との不要な接触は控えること。
- (4) 受検日から起算して2週間前に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受検は認めない。
- (5) 発熱者や体調不良者等については、受検を認めない。

○宮城県公安委員会告示第120号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和2年9月11日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 講習実施期日

令和2年11月24日（火）から同月27日（金）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、30人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先について聴取）。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和2年10月12日（月）から同月16日（金）までの5日間（10月12日から同月15日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

令和2年10月19日（月）から同月23日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

（電話番号022-221-7171 内線3054、3055）

8 その他

(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策（マスクの着用、会場入場前の手洗い等）を行うこと。

(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。

(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。

(5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

取 締 め

○宮城県公報第九〇号（令和二年三月二十七日付）中

ターム

第

頁

第

1111

と

の東側の地域))

の東側の地域))